

## 下関市高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金交付要綱

下関市高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金交付要綱（平成26年3月3日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険制度の円滑な実施の観点から国が定めた地域支援事業実施要綱に基づく高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、高齢者の健康づくりに資すると認められる活動を自主的に行う住民グループに対し、その活動に要する費用の一部を補助することにより、高齢者が要介護状態になることの予防及び地域コミュニティにおける高齢者の支援体制の整備を図ることを目的とする。

（補助対象団体）

第3条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、下関市内に居住する住民のグループ（その構成員のうち、65歳以上の者が10人以上であり、かつ、法人格を有しないものに限る。）であって、6月以上の期間（見込みを含む。）、継続して高齢者の運動機能の維持及び向上を目的とする体操教室を自主的に開催するものとする。

第4条 削除

（補助対象活動）

第5条 補助金の交付の対象となる活動（以下「補助対象活動」という。）は、補助対象団体が下関市内において行う活動で、次に掲げるものとする。

- (1) 高齢者の運動機能の維持及び向上を目的とする体操教室
- (2) 前号の体操教室を実施する場合において、その活動の一環として開催される研修会又は講演会

2 補助対象活動は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、市長が災害、感染症のまん延のおそれのある場合等のやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 第10条第1項の規定による交付決定の通知のあった日の属する年度(以下「対象年度」という。)において、当該通知のあった日から継続して月1回以上開催されること。

(2) 65歳以上の者が補助対象活動1回につき5人以上参加していること。

3 前2項の規定にかかわらず、市から補助金以外の補助を受けている活動については、補助対象活動から除くものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の額は、補助対象活動の実施に要する経費のうち別表に掲げるものを合計した額とする。

2 補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。ただし、当該額が補助対象経費の額から当該補助対象活動の実施に際して得る収入(補助対象団体の会費、寄附金、預貯金利息及び前年度繰越金を除く。)を控除して得た額を超える場合は、当該控除して得た額を補助金の額とする。

(1) 補助対象経費の額に10分の8を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(2) 次条第1号に掲げる活動計画書において補助対象活動を実施する予定の回数(以下「実施予定回数」という。)に応じ、次の表に掲げる額

実施予定回数	補助金の額
12回未満	実施予定回数に8,000円を乗じて得た額
12回以上18回未満	96,000円
18回以上24回未満	144,000円
24回以上30回未満	192,000円
30回以上36回未満	204,000円
36回以上42回未満	216,000円
42回以上48回未満	228,000円
48回以上	240,000円

3 前項の規定にかかわらず、次条の規定により申請のあった補助金申請額が

前項の規定により算出した補助金の額よりも少ない場合は、当該補助金申請額を補助金の額とする。

4 補助金の交付は、対象年度において1補助対象団体につき1回を上限とする。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、補助対象経費が5万円未満である場合は、補助金は交付しないものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 活動計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 参加者名簿（様式第4号）
- (4) 当該団体の規約又は会則
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第10条 市長は、第8条の規定により補助金の交付を決定したときは、高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請団体に通知するものとする。

2 市長は、第8条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を当該申請団体に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 補助金の交付の決定を受けた申請団体（以下「補助団体」という。）は、前条第1項の規定による通知を受けた後に補助対象活動を廃止しようとするときは、高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金交付申請取下書（様式第6号）を市長に提出し、当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助対象活動の変更に係る承認の申請等）

第12条 補助団体は、補助対象活動の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金変更交付申請書（様式第7号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助対象活動の実施日の変更、補助対象経費の減額その他市長が軽微な変更と認めるものであるときは、この限りでない。

2 補助団体は、補助対象活動の実施が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象活動の実施状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

4 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件を変更するときは、高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により、補助団体に通知するものとする。

5 市長は、第3項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、その旨を補助団体に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助団体は、補助対象活動が完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金実績報告書（様式第9号）により、その実施状況を市長に報告しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 活動実績報告書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 日程、参加人員、記録写真等活動実績を明らかにする資料等
- (4) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金確定通知書（様式第12号）により、当該補助団体に通知するものとする。

2 前項の場合において、当該補助団体が実施した補助対象活動の回数（以下「実施回数」という。）が第8条の規定による決定時又は第12条第3項の規定による変更時における第6条第2項第2号の表に定められた実施予定回数の区分の最も少ない回数（実施予定回数が12回未満のときにあつては、実施予定回数）を下回ったときは、第8条の規定により交付を決定し、又は第12条第3項の規定により変更した補助金の額（第4項において「決定等をした補助金の額」という。）から、実施予定回数と実施回数の差に8,000円を乗じて得た額を控除した額を補助金の額とする。ただし、当該額が、実施予定回数を実施回数と読み替えて適用した場合における第6条第2項第2号の表に掲げる額（以下この項において「実施回数による額」という。）を下回るときは、実施回数による額を補助金の額とする。

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した補助金の額よりも第6条第2項第1号の規定により算出した額の方が少ない場合は、当該額を補助金の額とする。ただし、同項ただし書に規定する補助対象経費の額から当該補助対象活動の実施に際して得る収入を控除して得た額（以下この項において「控除して得た額」という。）が、前項及び本文の規定により算出した額よりも少ないときは、当該控除して得た額を補助金の額とする。

4 前2項の規定にかかわらず、決定等をした補助金の額が前2項の規定により算出した補助金の額よりも少ない場合は、当該決定等をした補助金の額を補助金の額とする。

(是正のための措置)

第15条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象活動の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象活動について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助団体に対して、指示することができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象活動について準用する。

(補助金の交付請求)

第16条 第14条第1項の規定による通知を受けた補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助対象活動の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第10条第1項又は第12条第4項の規定による通知に係る金額の範囲内で、補助団体の請求に基づき、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

3 補助団体は、前項の規定により、概算払による補助金の交付を受けようとするときは、高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金(概算払)請求書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、概算払を行った補助金について、第14条の規定により確定した補助金の額をもって精算を行い、不足があるときはその請求及び交付については第1項及び次条の規定を準用し、過払があるときは速やかにその額を返還させるものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、前条第1項又は第3項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該補助団体に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第18条 補助団体は、補助対象活動の実施状況に関する書類、経費の収支に関する帳簿及び領収書その他関係書類を整備し、当該補助対象活動の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなけ

ればならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第19条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象活動に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、第14条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(質問等)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象活動の実施状況について、補助団体に対し質問をし、報告を求め、若しくは必要な指示をし、又は第18条の補助対象活動の実施状況に関する書類、経費の収支に関する帳簿及び領収書その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月14日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式第1号から様式第4号まで、様式第7号から様式第11号まで並びに様式第13号及び様式第14号による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

3 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の下関市高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金交付要綱（平成26年3月3日制定）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

#### 附 則

この要綱は、令和5年2月27日から施行し、令和5年度以降に交付する補助金から適用する。



別表（第6条関係）

補助対象経費（上限額300,000円）

経費区分	補助対象経費	備考
報償費	補助対象活動の指導者、講師等への謝礼（外部から招請した者に限る。）	旅費に関するものを除く。
光熱水費	補助対象活動の会場で使用する電気、ガス、灯油等の冷暖房費	
使用料及び賃借料	補助対象活動の会場の使用料及び機器等の賃借料	機器等とは、音響設備、運動機器等をいう（コピー機を除く。）。

様式第1号（第7条関係）

高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 下関市長

団体名  
代表者住所  
代表者氏名  
連絡先電話番号

年度下関市高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金の交付を受けたいので、下関市高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額                      金                                      円

2 添付書類

- (1) 活動計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 参加者名簿（様式第4号）
- (4) 団体の規約又は会則
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 希望する補助金の交付方法（希望する方法に「○」をしてください。）

	概算払（事前に交付し、補助金額が確定後に精算する方法）
	精算払（活動の終了後、補助金額が確定後に交付する方法）

様式第2号（第7条関係）

## 活動計画書

- 1 事業名 下関市高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業
- 2 団体名 \_\_\_\_\_
- 3 実施期間 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 ～ \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日
- 4 活動の概要

<p>【活動場所】</p> <p>【活動の目的】</p> <p>【年間活動回数】</p> <p style="text-align: center;">回</p>
---

### 5 活動計画

月 日	活 動 内 容	参加予定人員

※枠内に収まらない場合は、別紙を添付して記載すること。

様式第3号（第7条関係）

## 収支予算書

団体名 \_\_\_\_\_

### 1 収入の部

経費区分	金額	詳細
会費		
市補助金		
その他収入（参加費、 寄附金等）		
前年度繰越金		
合計		

### 2 支出の部

経費区分	金額	詳細
報償費		
光熱水費		
使用料及び賃借料		
その他経費		
合計		

様式第4号(第7条関係)

参加者名簿

団体名:

年 月 日現在

No	氏名	生年月日	住 所

※この名簿は、参加者名簿としての目的以外には使用しません。

様式第5号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

団体名  
代表者 様

下関市長 印

高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下関市高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金の交付については、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付条件

- (1) 下関市高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の規定に違反しないこと。
- (2) 補助金を要綱第2条に定める目的以外に使用しないこと。

3 その他

前項の条件に違反したときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることがあります。

様式第6号（第11条関係）

高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金交付申請取下書

年 月 日

（宛先） 下関市長

団体名  
代表者住所  
代表者氏名  
連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号にて通知のあった下関市  
高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金の交付決定について、下関  
市高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金交付要綱第11条第1項  
の規定により、下記のとおり申請を取り下げます。

記

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2 取下げの理由

様式第7号（第12条関係）

高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金変更交付申請書

年 月 日

（宛先） 下関市長

団体名  
代表者住所  
代表者氏名  
連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた  
年度下関市高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金に係る補助対象  
活動については、下記のとおり活動の内容を変更したいので、下関市高齢者健  
康づくり活動住民グループ助成事業補助金交付要綱第12条第1項の規定によ  
り、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金変更申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後

※ 当初の申請時に添付した書類の内容に変更がある場合は、変更後の書類を添付すること。

3 変更の理由 \_\_\_\_\_



第 号  
年 月 日

団体名  
代表者 様

下関市長 印

高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした下関市  
高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金に係る 年 月  
日付けの高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金変更交付申請につ  
いては、下記のとおり変更することに決定したので通知します。

記

1 変更交付決定額	<u>金</u>	円
(内訳)		
既交付決定額		円
変更交付決定額	<u>                    </u>	円
差 額		円

2 変更内容

3 交付条件

- (1) 下関市高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の規定に違反しないこと。
- (2) 補助金を要綱第2条に定める目的以外に使用しないこと。

4 その他

前項の条件に違反したときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることがあります。

様式第9号（第13条関係）

高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先） 下関市長

団体名  
代表者住所  
代表者氏名  
連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた下関市高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金に係る補助対象活動を下記のとおり実施しましたので、下関市高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- (1) 活動実績報告書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 日程、参加人員、記録写真等活動実績を明らかにする資料等
- (4) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第10号（第13条関係）

## 活動実績報告書

- 1 事業名 下関市高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業
- 2 団体名 \_\_\_\_\_
- 3 実施期間 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 ～ \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日
- 4 活動の概要

<p>【活動場所】</p> <p>【活動の目的】</p> <p>【年間活動回数】</p> <p style="text-align: center;">回</p>
---

### 5 活動実績

月 日	活 動 内 容	参加人員

※枠内に収まらない場合は、別紙を添付して記載すること。

様式第11号（第13条関係）

## 収 支 決 算 書

団体名 \_\_\_\_\_

### 1 収入の部

経 費 区 分	金 額	詳 細
会 費		
市補助金		
その他収入（参加費、 寄附金等）		
前年度繰越金		
合 計		

### 2 支出の部

経 費 区 分	金 額	詳 細
報償費		
光熱水費		
使用料及び賃借料		
その他経費		
合 計		
翌年度繰越金		

様式第12号（第14条関係）

第 号  
年 月 日

団体名  
代表者 様

下関市長 印

高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった下関市高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第13号（第16条関係）

高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金請求書

年 月 日

（宛先） 下関市長

団体名  
代表者住所  
代表者氏名  
連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の確定通知がありました下関市高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金について、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

1 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 内 訳

交付確定額	円
既受領済額	円
今回請求額	円

3 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 組合		本店 支店(所) 出張所
口座種別	普通 当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				

様式第14号（第16条関係）

高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金（概算払）請求書

年 月 日

（宛先） 下関市長

団体名  
代表者住所  
代表者氏名  
連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定通知がありました下関市高齢者健康づくり活動住民グループ助成事業補助金について、下記のとおり概算払によって交付されるよう請求します。

記

1 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 内 訳

交付決定額		円
既受領済額		円
今回請求額		円
残 額		円

3 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 組 合		本 店 支店(所) 出張所
口座種別	普通 当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				